

坂戸市下田遺跡(坂戸市)

平成22年度第5回遺跡見学会

にっさいじょうり

発見! ? 幻の入西条里

—坂戸市下田遺跡 古代水田跡の調査—

現在、埼玉県埋蔵文化財調査事業団では関越自動車道(仮称)坂戸スマートインターチェンジ建設に伴い、下田遺跡の発掘調査を行っています。

下田遺跡からは、古代(奈良・平安時代)の水田跡と中世の屋敷跡の一部が発見されています。

この地には「入西条里」と呼ばれる整然と区画された古代の水田跡がつくられたといわれていました。今回調査した水田跡がその一部となる可能性が高まりました。

とても珍しい古代の水田跡の調査成果をご覧いただきながら、ひととき、遠い祖先の暮らしに想いを馳せてみませんか。

見に来てね

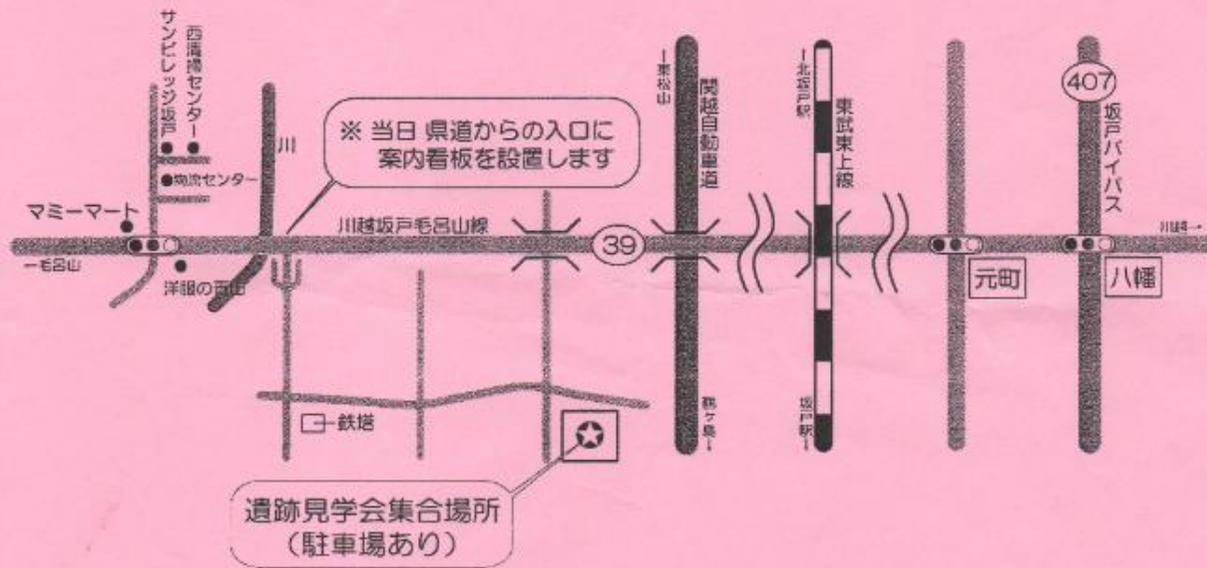
日 時 平成22年12月18日(土) 小雨決行。
午前の部 10:30~12:00 (10:00より受付開始)
午後の部 13:30~15:00 (13:00より受付開始)

集合場所 坂戸市中里400 下田遺跡発掘現場事務所

駐 車 場 駐車場が利用できます。

主 催 財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団・埼玉県教育委員会





問い合わせ先 財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団 **TEL0493-39-5345**(前日まで)
発掘調査事務所 **TEL049-284-7881**(当日はこちらへ)

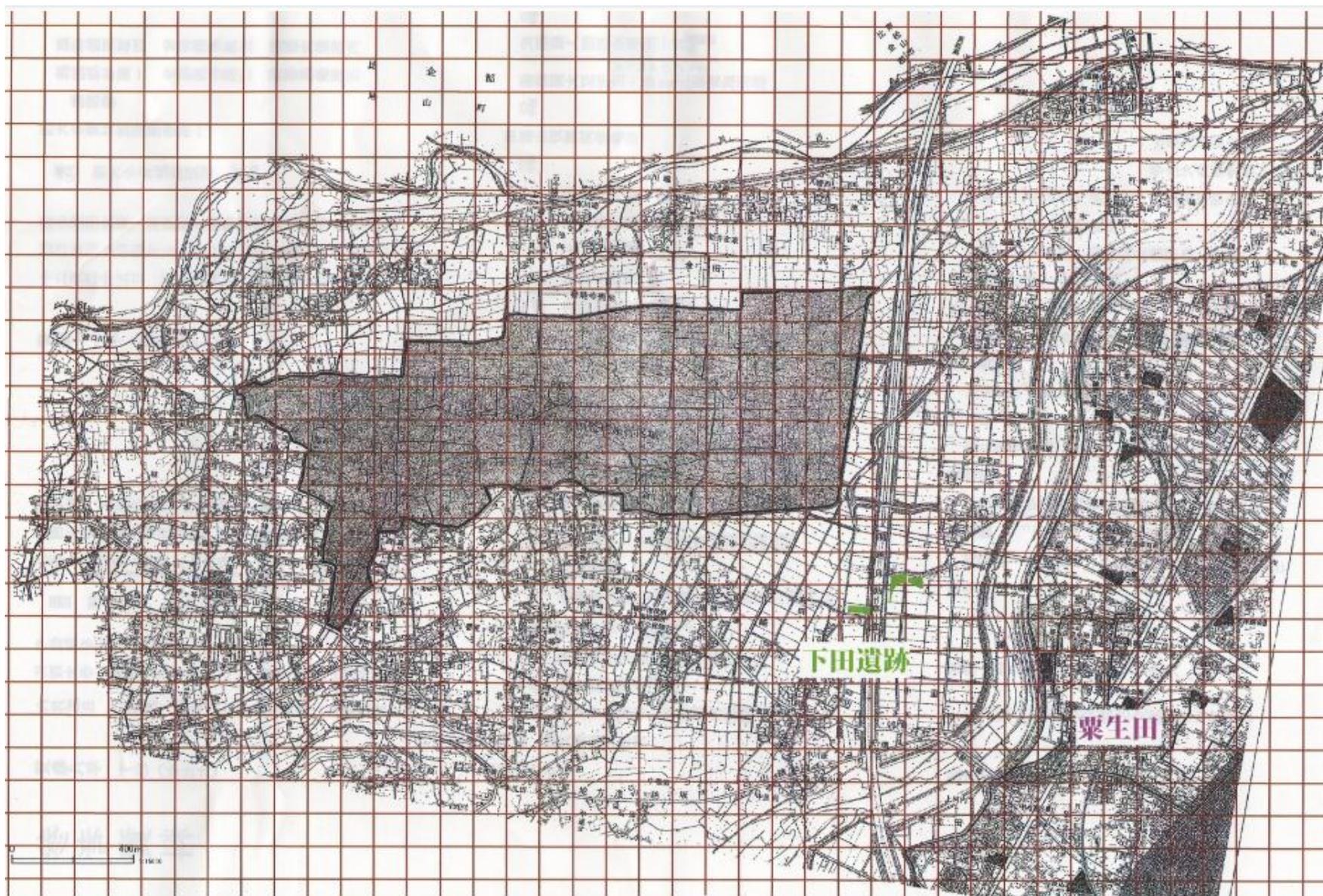
平成22年度第5回遺跡見学会資料
平成22年12月18日(土)開催

坂戸市

しもた

下田遺跡





金
山
町

下田遺跡

粟生田

0 4000 10000
m

—発見!?!幻の入西条里—

財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団では、
高速自動車国道関越自動車道坂戸地区付加車線
事業・(仮称)坂戸スマートインターチェンジ建
設に伴い、坂戸市下田遺跡の発掘調査を行って
います。

調査の結果、古代の水田跡や中世の屋敷跡の
一部が見つかりました。

水田跡は古代の条里制じょうりせいに基づいてつくられた
入西条里にっさいじょうりの一部とみられます。また、中世の屋
敷跡からは青磁碗など当時の高級陶磁器が出土
しています。

本日はとても珍しい古代の水田跡の調査成果
を中心にご覧いただきます。

主催：財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団
埼玉県教育委員会

協力：坂戸市



平安時代・中世の遺跡・寺院分布







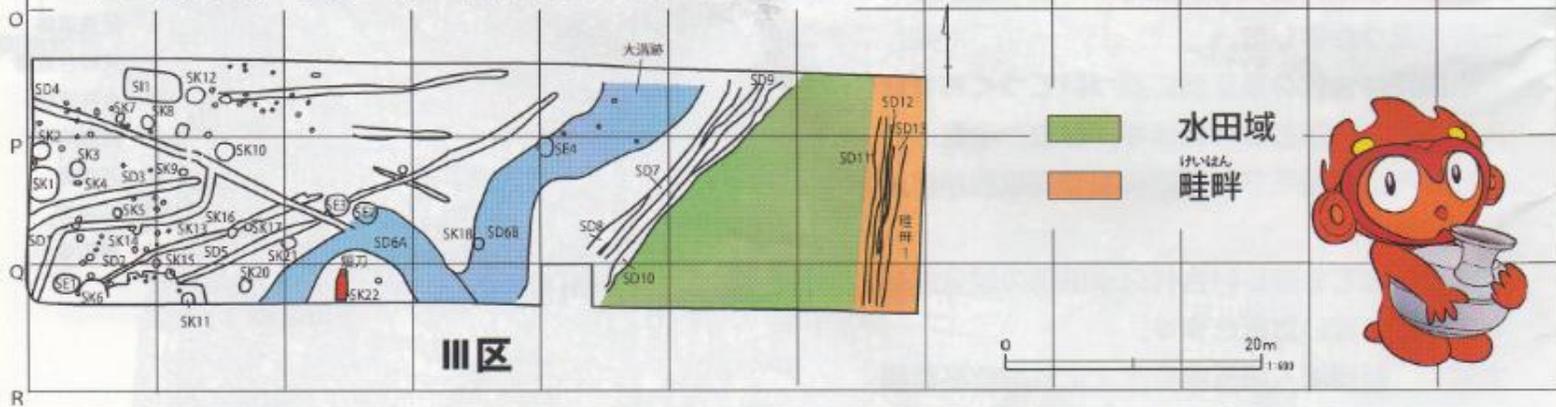


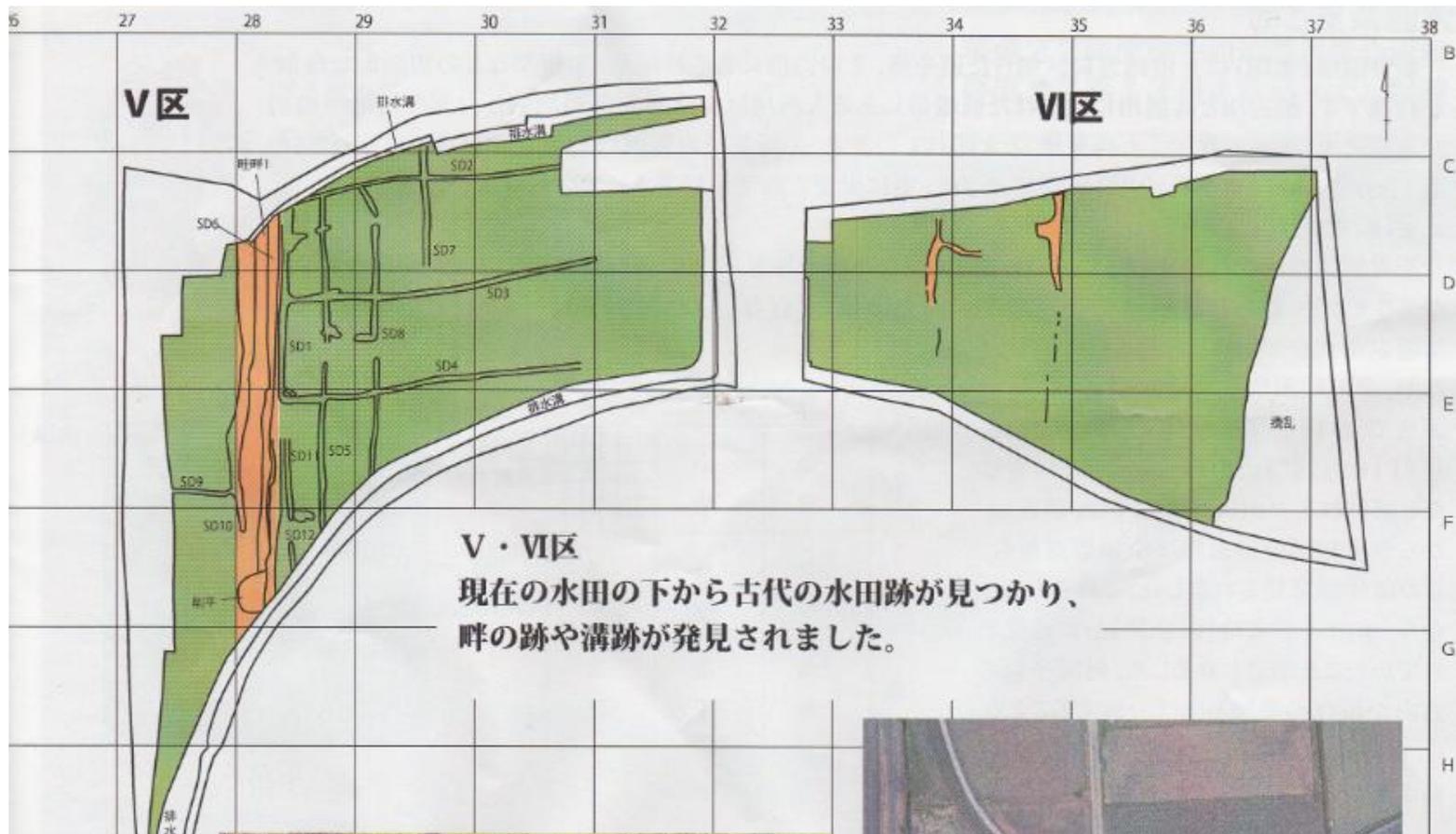
	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25								
B																				
C	略年表	古墳	飛鳥	奈良				平安		鎌倉	室町	戦国								
D		四七一	六四五	七〇一	七二〇	七二六	七四三	七五六	七六九	七八〇	七九四	二〇八	二二八〇	二二五六	二二九一	二二九二	二三三三	一四六七	一五四五	
E		「辛亥銘」鉄剣 埼玉稲荷山古墳	大化改新	大宝律令が完成 班田収授法(口分田班給)	平城京遷都	高麗郡建郡	聖田永年私財法(土地私有)	高麗福信武藏守(国府の長官)	入間郡の人、大伴部直赤男、西大となる	寺に聖田四十町林六十町寄進	「武蔵国榛原庄」記載 「西大寺資材流記帳」に	平安京遷都	浅間山の噴火	保元・平治の乱	武蔵武士が源平合戦で活躍	田四十町林六十町(西大寺文書) 武蔵国入間郡安堵郷栗生村	源頼朝 鎌倉幕府開く	建武の新政(鎌倉幕府の滅亡)	足利尊氏 室町幕府開く	河越夜戦(後北条氏武蔵支配)
F																				
G																				
H		Ⅲ区 中央を流れる蛇行した大溝跡の西側に中世の屋敷跡が、東側に古代の水田域が広がっています。水田域からは南北方向に延びる溝跡や畔 <small>あぜ</small> が発見されました。また、大溝跡の両岸には短刀が副葬された木棺墓と中国製の青磁 <small>せいじ</small> 、刀子 <small>とうす</small> (小刀)などが出土した土壌 <small>どこう</small> があります。																		
I		屋敷跡からは住居跡や土壌 <small>どこう</small> (用途不明な穴)・井戸跡・溝跡・柱穴などが発見されました。																		



短刀と骨の一部が
見つかりました(木棺墓)

Ⅲ区全景(西から) 手前が中世の屋敷跡、奥が古代の水田域です。





V・VI区
 現在の水田の下から古代の水田跡が見つかり、
 畔の跡や溝跡が発見されました。



地層断面

V区・VI区全景(上空から)

黒っぽく見えるのが古代の水田層です。床土から^{とこづち}平安時代(9世紀頃)の須恵器が出土しました。



南北に延びる条里水田の畔です。後世の用水路も古代の畔に沿ってつくられていました。









入西条里とは

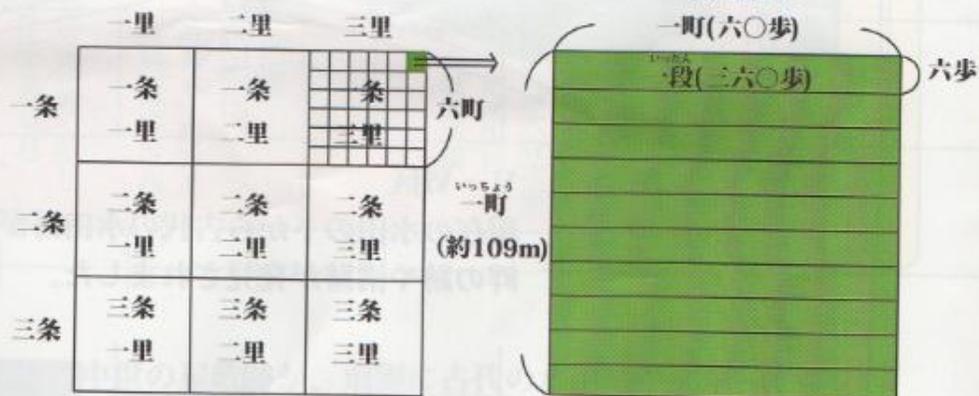
条里遺構(水田)は1町四方に区切った道や溝、その内部にある長地型・半折型などの規則的な地割が特徴です。越辺川と高麗川に挟まれた低地帯にある入西地区には正方形の地割と内部の長地型地割が非常によく残っており、「入西条里」とよばれています。入西条里の範囲は葛川以西の地といわれていましたが、下田遺跡から水田畦畔が確認され、更に東まで条里が施工されていた可能性があります。



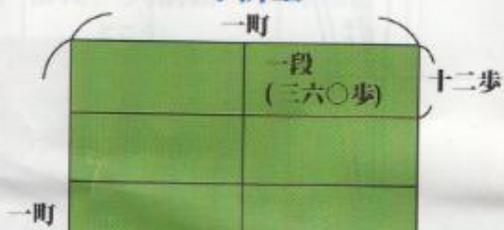
入西条里の起源

条里制は班田収授法に伴って成立したとの説と墾田永年私財法の施行に伴う墾田開発が起源との説があります。一般的には墾田永年私財法施行(743年)が有力といわれています。入西条里の施工年代は鎌倉時代まで遡ると指摘されていま

したが、その起源は不明確でした。今回の調査で、水田耕作面の直上層に、天仁元年(1108)浅間山の噴火によって降下したと思われる火山灰が確認でき、耕作面から9世紀頃の須恵器環や須恵器蓋などの破片が発見されました。これらのことから、水田は平安時代(9世紀)には使われていたことが分かりました。畦畔や溝の方向が現在の条里とほぼ一致することから、古代入西条里の一部である可能性が高まりました。



半折型

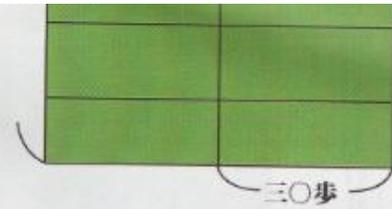


なるほど！ 条里制豆知識

条里制とは、古代から中世にかけて行われた土地区画制度で、一定範囲の土地を約109m間隔の方眼で正方形に区分したものです。条里(型)地割ともよびます。また、この地割をもとに整備された水田を条里水田といいます。109mは

1町(=60歩)に相当し、1町四方の面積も1町と呼ばれていました。また、1町四方の土地を「坪」、坪の中は10等分に地割され、「段」と呼ばれました。また、その地割方法は長地型と半折型があります。

坪を縦・横6つずつ並べたもの(6町四方の方格地割)を「里」、「里」の横列を「条」、「里」の縦列を「里」と呼び、○条□里という位置表示が行われました。



- 水路・河川
- 道路
- 坪界(推定)















参考資料

寶龜八年 丁巳（七七七）

六月五日 武藏國入間郡の大伴部赤男が、神護景雲三年に西大寺に商布などを獻進した功績により、外從五位下の位階を追贈される。

五三 續日本紀

○新訂増補
國史大系本

おとおと七へのあたゐあかお

（五三）
乙酉、武藏國入間郡人大伴部直赤男、以神護景雲三年、獻西大寺商布一千五百段、稻七萬四千束、壱田册町、林六十町、至是其身已亡、追贈外從五位下、

寶龜十一年 庚申（七八〇）

十二月二十九日 西大寺三綱らが、本納帳と照合して資財の目録を作成する。そのなかに、武藏國にある西大寺領の壱田文圖・林地帳・榛原莊圖等を贈記している。

天〇 西大寺資財流記帳

○西大寺文書

西大寺資財流記帳卷第一

惣四卷

- 縁起坊地第一
- 堂塔房舎第二
- 佛菩薩像第三
- 經律論疏第四
- 官符圖書第五
- 樂器衣服第六

雜書卅九卷

四卷 獻入樂器衣服帳

一卷 白紙黃表紫絳

一卷 削唐樂高麗樂

一卷 吳樂和裝束白

一卷 同樂吳裝束白

一卷 檢律斐太麻呂

又國解文一枚

一卷 美作國解文琴

一卷 宇治鷲取獻入

在近江國甲可

一卷 獻入阿彌陀山

一卷 僧網際檢國親

一卷 獻入壬生宅繼

一卷 獻入人々奴婢

一卷 右京獻解文

一卷 武藏國壱田

一卷 同國林地帳

一卷 若狹國燗鹽

一卷 近江國四郡

已上十六卷

○略中

田園山野圖柒拾參卷

○略中

備前國大豆庄一

武藏國入間郡榛原

○略中

大承禮轡軸 在實印
神慶三年

大神寶於
慶三年

道徳持統鈿打笠吹等次原
紙繪軸 神慶四年

紙繪軸
神慶四年

口所獻 藝田飛騨國解文 白紙及表繪
神慶二年

三田地文圖 白紙表繪 繪軸
神慶二年 在國印

八藝田帳 白紙及表繪 繪軸
神慶四年 在國印

阿波國

山寺并財帳 白紙及繪軸
神慶元年

三田地等 在印并白紙廿二枚
神慶元年

極女の奴婢帳 白紙神慶
三年

牌等手實 白紙天平
三年

西大寺界內在百姓家地裏給帳
天平神慶二年

又圖 在國印
實慶九年

實慶九年
在國印

所帳 在國
印

出籍實慶七年

委黃紙帙

卷白紙上道廣成所獻
のしよ

庄一枚 在國印

建久二年 辛亥(一一九一)

西大寺所領莊園注文案(西大寺文書)

注進 西大寺領諸庄箇現存日記事、

建久二年(一一九一)

阿波國

板野郡 水田四十七町五段三百五十三步島十五町二
段三百步

武藏國 あところ(粟生田力)

入間郡安堵郷粟生村 田四十町 林六十町

越前國

坂井郡赤江庄 百六十八町三段百八十步

越中國

射水郡樺山庄 四百六町六十四步

越後國

櫻井庄 三千百五十七町九段二百六十四步在流記

飛太國大野郡 十町

美濃國在流記 一百二十町

已上二十七處、依流記公驗明白、注進之、

右、依 宣旨、注進如件、

建久二年五月十九日

都維那法師暹與
寺主大法師俊隆
上座大法師定慶